

3月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月17日（金）午前10時～10時26分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 伊藤 多美恵、河崎 貫一郎、村田 信男、内山 信行、
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、
関谷 利彦、正司 浩幸、田中 修、磯部 恵子、河村 守浩、
大草 知子・・・（16人）
4. 欠席委員 野村 文雄、富永 茂巳・・・（2人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明申請について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用調整に関する手続き規程の廃止について
議案第7号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
議案第8号 令和5年度最適化活動の目標設定等について
第3 報告事項
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
報告第3号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議 長： 定刻となりましたので、3月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第8号までの付議事項18件及び報告事項3件となります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
厚東地区の河村委員、旧市地区の伊藤委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページです。西岐波地区の議案、1番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区の村田委員よろしいですか。

村田(信)委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の本件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1番は許可します。
議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの上から1番目と2番目の旧市地区の議案12番と13番の2件について説明します。

いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区の伊藤委員よろしいですか。

伊藤委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、12番、13番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページです。14番は、訂正表にありますとおり取り下げとなりましたので、上から4番目の東岐波地区の議案、15番について説明します。

本件について、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区の正司委員よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、15番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの上から5番目と6番目の西岐波地区の議案16番と17番の2件について説明します。

いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区の村田委員よろしいですか。

村田(信)委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、16番、17番は許可します。
次に、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は3ページです。訂正表にありますとおり、4番については取り下げ、6番については耕作面積について訂正があります。旧市地区の議案3番、小野地区の議案5番、楠地区の議案6番について説明します。

いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請内容はいずれも議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、3番、5番、6番は許可します。
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は4ページ、6番から10番までの5件あります。
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は5ページから28ページです。貸し手等について訂正表のとおり訂正があります。
本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査となります。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、西岐波、旧市、厚南、厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程廃止について上程します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は29ページから33ページまでです。

本件は規程の内容が、認定農業者及び新規就農者への農地の利用調整関係の現状及び改正後の農業経営基盤強化促進法の利用調整関係規定と整合しなくなったことから、廃止することについて承認を求めるものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第6号は、議案書記載のとおり承認することとします。

次に、議案第7号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は34ページから37ページまでです。

これは、今年度が平成30年3月に策定した現在の指針の目標年度に当たることから、これを改正するものです。

なお、目標年度につきましては、このたびの農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今後、山口県及び宇部市が農業経営基盤の強化の促進に関する目標数値を見直すことを考慮し、それらの数値との整合性を図るため、今回の改正においてはいったん令和5年度までを目標とし、令和5年度以降に改めて本指針の改正を行いたいと考えます。

改正指針案において、最適化の具体的な目標項目は

- (1) 遊休農地の発生防止・解消について
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化について
- (3) 新規参入の促進について

の3項目とし、それぞれの目標数値は令和4年度に定めた最適化活動の目標数値を踏まえたものとしています。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第7号は議案書記載のとおり決定することとします。

次に、議案第8号、令和5年度最適化活動の目標設定等について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、追加議案書です。

これは、令和5年度の最適化目標を定めるものです。目標につきましては、例年当該年度に入ってから定めておりましたが、これを前年度末に定めることを求める国の通知が発出されましたので、これを今回の総会にお諮りするものです。

1頁は、委員数や管内農業者、農地面積等の基礎数値になっています。

2頁上段、Ⅱの1(1)は農地の集積面積の目標を定めるものです。

②5年度の目標数値、集積率60%は、既に令和4年度の計画で定めているものです。

なお、①4年度末実績及びそれに基づく②令和5年度の新規集積面積目標につきましては、年度末数値が確定次第、改めてお示しします。

2頁下段(2)は、遊休農地解消面積目標を定めるものです。

②ア a の令和3年度時点の緑区分の遊休農地の解消面積につきましては、全体の面積を5年間で解消する目標を設定することを国に求められていますので、令和5年度と同じ数値となっています。bの黄区分の遊休農地面積につきましても、令和3年度時点の数値を置くことになっています。

なお、①4年度末の現状及びそれに基づく②イの新規発生遊休農地の解消面積目標につきましては、年度末数値が確定次第、改めてお示しします。

3頁上段(3)は、新規参入者に対する貸付可能面積の目標を定めるものです。

②目標は、国の通知により令和4年度は平成28年度から平成30年度までの農地権利移動の実績の1割を目標としていましたが、通知の改正により令和5年度は令和元年度から令和3年度までの権利移動の実績の1割としています。

3頁中段2(1)は、委員活動日数の目標で今年度と同様3日としています。

3頁下段は、(2)活動強化月間及び(3)新規参入相談会への参加に関する目標を記載していますが、いずれも令和4年度同様の目標設定となっています。

実績等の未確定事項につきましては次回の総会で図らせていただきたいと思います。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第8号は議案書記載のとおり決定することとします。付議事項は終わりました。次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は3件あります。順に説明いたします。

報告第1号、議案書は38ページです。本件は議案第3号3番の農地法第3条の権利移動許可に先立ち、土地所有者と耕作人が契約を解約した旨の届出です。

次に報告第2号、議案書は39ページと40ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人1社から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。

最後に、報告第3号、市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程について連絡)

議長： すべての議事、報告が終わりました。これを持ちまして、3月定例総会を閉会します。

(10:26終了)